

捜査関係者と一般市民による死因の帰属特徴

——日本方式の心理学的検死の開発に向けて——

研究代表者

東洋大学大学院社会学研究科博士後期課程 入山 茂

まえがき

日本では、刑事訴訟法第 229 条第 2 項より、検察官を代行し、死体の取り扱いを専門とする警察官である検視官または警察官は犯罪の可能性のある死体(変死体)を対象に検視を実施している。検視とは、その死亡が犯罪に起因するか判断するために、五官(味覚・嗅覚・聴覚・触覚・視覚)の作用により死体の状況を調べる処分である(警察庁刑事局刑事企画課, 1991)。また、2012 年 6 月 15 日に成立、同月 22 日に公布された「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」の第 4 条第 1 項および第 2 項より、検視官または警察官は明らかに犯罪の可能性のない死体(非犯罪死体)を対象に死体の外表調査、死体の発見場所の調査、関係者に対する質問等の必要な調査を実施している(死因・身元調査法制研究会, 2013)。

日本の警察が 2015 年中に取り扱った死体数は 16 万 2881 体であった(国会公安委員会・警察庁, 2016)。2004 年中に取り扱った死体数 14 万 8475 体(国家公安委員会・警察庁, 2015)と比較すると、1 万 4406 体増加している。一方、1998 年以降に発覚した犯罪死の見逃し等の事案は、2011 年 5 月時点で 43 件報告されており、そのうち当初の死因を自殺と鑑別していた事案は 13 件であった(犯罪死の見逃し防止に資する死因究明制度の在り方に関する研究会, 2011)。対応として、2006 年には 144 人であった全国都道府県警察の検視官の人数を、2015 年には 340 人まで増員した。それに伴い、2006 年には 11.2%であった死体現場への検視官の臨場率は、2015 年には 76%まで増加している(国家公安委員会・警察庁, 2016)。また、死体現場への検視官の臨場が難しい場合、死体現場に臨場した警察官から死体の映像を送信し、遠隔地にいる検視官が指示する対策も行っている(国家公安委員会・警察庁, 2014)。

ここで、死因究明に関して責任を負っている検視官および警察官を個人として捉え、個人を側面から支援するという視点も必要であると考え。前述の犯罪死を見逃した事案の要因として、(a)関係者からの供述の鵜呑み、(b)偽装工作を看破できず、(c)保険金照会の未実施、(d)薬毒物検査の未実施、(e)裏付け捜査の不徹底が挙げられている(犯罪死の見逃し防止に資する死因究明制

度の在り方に関する研究会, 2011)。社会心理学の領域から見ると, これらの要因は認知バイアスと関連する。認知バイアスの例として, 多くの情報の中から仮説を確認するような情報を重視し, 反対に仮説を反証する情報を過小評価する傾向である確認バイアス(村田, 2003)や, ある事例がその母集団を代表していると認知されるほど, その母集団にその事例が所属する確率が高いと判断される代表性ヒューリスティックス(楠美, 2003)がある。英国の社会心理学者 Canter(1999)は, 具体的な認知バイアスについて言及していないが, 犯罪捜査に対して捜査関係者が様々な偏った期待を持っていると指摘している。また, 捜査関係者が自殺に関する心理学的な知識を持っていないと指摘している。しかし, Canter(1999)は, 英国の警察制度および死因究明制度を念頭において指摘した可能性が高い。英国では coroner と呼ばれる死因究明を専門とする行政官兼裁判官が主体となって死因の究明を行っており, 日本の警察制度および死因究明体制と大きく異なるため, Canter(1999)の指摘が日本の捜査関係者に当てはまるか実証する必要がある。実際, 検視規則(警察庁刑事局刑事企画課, 1991)や参考書(e.g., 捜査実務研究会, 2008)では, 例えば, 死体現場に臨場する際には先入観を持たず客観的な態度で臨むことや, 自殺と判断する際の着眼点などが示されており, 日本の捜査関係者はこれらの教養を受けている可能性が考えられる。

心理学的検死

欧米では, 死因の究明を側面から支援するため, 死亡した個人を対象に, パーソナリティ, 思考方法, および死亡への個人自身の関与に焦点を当て, 死亡直前の個人の心理状態を再構成しようとする試みである心理学的検死(psychological autopsy)が開発, 研究されている。例えば, 米国の死因究明体制では, 死因究明を専門とする行政官兼医師より委託された, 法科学の訓練を受けた心理学者が家族や友人などの死亡した個人と関係があった人(以下, 情報提供者)から情報を収集することにより実施される場合がある。しかし, 日本では, 検視官および警察官が実務上, 主体となって死因究明を行っているため, 心理学的検死は実施されていない。

Canter(1999)は, 捜査関係者を対象に, (a)心理学的な情報, 特に自殺に関する心理学的な情報の収集を促進させ, (b)自殺に対する偏った影響を抑制させる機能を心理学的検死は備えていると指摘している。日本でも, 捜査関係者を対象に確認バイアスやヒューリスティックス等の認知バイアスを回避させることができる可能性がある。ここで, 日本の死因究明体制では, 実務上, 検視官および警察官が主体となって死因究明を行っていることを考慮すると, 検視官または警察官自らが, 一定の基準に基づいて, 心理学的検死を実施するような日本方式の開発が有効であると考える。しかし, 認知バイアスの回避方略としての心理学的検死に関する実証研究はほとんどない。加えて, 日本の捜査関係者および情報提供者となり得る一般市民を対象とした実証研究もほとんどない点に課題がある。

目的

本研究では、日本方式の心理学的検死の開発に向けた基礎的な段階として、捜査関係者および一般市民を対象に、その死因の帰属特徴について実証的に検討することにより、以下を目的とした。第1に、前述の Canter(1999)の指摘について、日本の捜査関係者が保有する自殺に関する心理学的な知識を実証することを目的とした。また、情報提供者となり得る一般市民が保有する自殺に関する心理学的な知識を実証することも目的とした。第2に、前述の Canter(1999)の指摘について、心理学的検死の機能、すなわち心理学的な情報が、遺書など自殺を想起させやすい情報の影響により生じる認知バイアスを回避させる可能性を実証することを目的とした。

方法

調査対象

2016年6月17日から20日の期間、20歳から70歳までの元警察官206人および会社員206人を対象に、39項目についてウェブ調査を実施した。

調査内容

まず、死因を推定する上で、遺書らしきメモが遺されていることはどれだけ自殺または他殺と関連するかについて、5件法(自殺ととても関連する・自殺と少し関連する・他殺ととても関連する・他殺と少し関連する・わからない)で回答を求めた。

次に、「未だ遺書らしきメモが発見されていない、遺体で発見された1人の男性」という旨の教示をし、発見された自殺と関連する18情報(Table1)について5件法(自殺ととても関連する・自殺と少し関連する・他殺ととても関連する・他殺と少し関連する・わからない)で回答を求めた。また、この事例に、前述の18情報が全て含まれていたと教示し、男性の死因について選択肢による回答(自殺・他殺・わからない)を求めた。

最後に、「パソコンで作成された遺書らしきメモとともに遺体が発見された1人の男性」という旨の教示をし、発見された自殺と関連しづらい18情報(Table1)について、前述の調査項目と同様に5件法で回答を求めた。また、この事例に、前述の18情報が全て含まれていたと教示し、男性の死因について選択肢による回答(自殺・他殺・わからない)を求めた。

自殺と関連する、または関連しづらい情報は、職業、着衣、創傷、死亡現場の状況、死亡日時、死亡場所、凶器、通院歴、家族の病歴、パーソナリティ、気分、ストレスに対する反応、財政的問題、薬品使用、嗜好品、対人関係、死に対する態度、病気の18種類に関する内容であった(Table1)。研究報告者が心理学的検死のアウトライン(Shneidman, 1969)、ガイドライン(Ebert, 1987)を基礎に、検視規則(警察庁刑事局刑事企画課, 1991)や参考書(e.g., 捜査実務研究会, 2008; 芹沢, 1981)を参考に作成した。

Table 1

自殺と関連する情報と自殺と関連しづらい情報

情報の種類	自殺と関連する情報	自殺と関連しづらい情報
Q1 職業	担当していた仕事が計画的に進んでいなかった。	担当していた仕事が計画的に進んでいた。
Q2 着衣	身なりを整えて死亡していた。	普段着のまま死亡していた。
Q3 創傷	着衣のない部分に致命傷があった。	着衣の上から致命傷があった。
Q4 現場の状況	死亡現場が整頓されていた。	死亡現場が整頓されていなかった。
Q5 死亡日時	死亡日時が近親者の命日であった。	死亡日時は特別な日ではなかった。
Q6 死亡場所	死亡場所が人目につく場所であった。	死亡場所が人目につかない場所であった。
Q7 凶器	凶器が遺体の近くに遺されていた。	凶器が遺体から離れて遺されていた。
Q8 通院歴	病院の精神科への通院歴があった。	病院の精神科へ通院することがなかった。
Q9 家族の病歴	家族が末期の病気にかかっていた。	家族に病気を患っている者はいなかった。
Q10 パーソナリティ	抑うつ傾向があった。	前向きな性格をしていた。
Q11 気分	気分の動揺が激しかった。	気分が動揺することはなかった。
Q12 ストレスに対する反応	ストレスに対する耐性が弱かった。	ストレスに対する耐性が強かった。
Q13 財政的問題	多額の負債を抱えていた。	借金はしていなかった。
Q14 薬品の使用	睡眠薬を常用していた。	睡眠薬を常用していなかった。
Q15 嗜好品	日頃のアルコール飲料の摂取量が多かった。	日頃のアルコール飲料の摂取量は少なかった。
Q16 対人関係	周囲から恨みを買うような行動はなかった。	周囲から恨みを買うような行動があった。
Q17 死に対する態度	近親者に「死にたい」と話していた。	近親者に「死にたい」と話したことはなかった。
Q18 病気	自分が癌に疾患していることを知っていた。	病気することもなく健康であった。

分析対象

(a)警察活動の実務経験または社会経験が少ないと予想されたことから、25 歳以下の回答者。
 (b)回答内容に不備がある回答者。(c)39 の調査項目中 80%以上の項目に「わからない」と回答した回答者を分析から除外した。その結果、元警察官 182 人($M=45.87$ 歳, $SD=12.48$), 会社員 182 人 ($M=44.38$ 歳, $SD=9.65$)を分析対象とした。

分析方法

属性(元警察官・会社員)別の傾向を把握するため、(a)遺書の評価、遺書の無い死亡事例について (b)自殺と関連する情報の評価および(c)死因の推定、遺書の有る死亡事例について(d)自殺と関連しづらい情報の評価および(e)死因の推定と属性をそれぞれクロス集計し、期待度数 5 未満のセルが全体の 20%未満であれば、 χ^2 検定および残差分析を行った。その際、効果量として、クラメールの連関係数も算出した。

また,(e)の遺書の有る死亡事例における死因の推定について,捜査関係者において,心理学的な情報が遺書により生じる認知バイアスを抑制するか把握するため,捜査関係者を対象に,死因の推定と遺書の評価をクロス集計し,期待度数5未満のセルが全体の20%未満であれば, χ^2 検定および残差分析を行った。その際,効果量として,クラメールの連関係数も算出した。

分析ソフト

クロス集計および χ^2 検定について,SAS Institute 株式会社が提供する統計ソフトである JMP[®]を使用した。残差分析について,株式会社社会情報サービスが提供する統計ソフトであるエクセル統計を使用した。

結果

遺書の評価

分析の結果,Table 2 より,元警察官,会社員における「自殺ととても関連する」,「自殺と少し関連する」の評価結果を示す。

Table 2
属性別にみた遺書の評価の結果

属性	遺書の評価				
	自殺ととても 関連する	自殺と少し 関連する	他殺ととても 関連する	他殺と少し 関連する	わからない
元警察官(N=182)	30(16.5%)	114(62.6%)	4(2.2%)	18(9.9%)	16(8.8%)
会社員(N=182)	53(29.1%)	103(56.6%)	2(1.1%)	10(5.5%)	14(7.7%)

元警察官 30 人(16.5%),会社員 53 人(29.1%)が「自殺ととても関連する」,元警察官 114 人(62.6%),会社員 103 人(56.6%)が「自殺と少し関連する」と評価した。

χ^2 検定の結果,統計に有意差が認められた($\chi^2(4, N=364)=10.02, p<.05, V=.17$)。残差分析を行った結果,元警察官において「自殺ととても関連する」と評価した人が元警察官において有意に少なく($Z=-2.87, p<.01$),会社員において有意に多かった($Z=2.87, p<.01$)。

遺書の無い死亡事例における自殺と関連する情報の評価¹⁾

分析の結果,Table 3 より,元警察官,会社員における「自殺ととても関連する」,「自殺と少し関連する」の評価結果を示す。

Table 3

属性別にみた自殺と関連する情報の評価の結果

情報の種類と内容	属性	自殺ととても関連する	自殺と少し関連する	他殺ととても関連する	他殺と少し関連する	わからない	p値 (χ^2 検定)
Q1 職業:	担当していた仕事が計画的に進んでいなかった。	元警察官 N=182 22 (12.1%)	121 (66.5%)	7 (3.8%)	6 (3.3%)	26 (14.3%)	p<.01
	会社員 N=182 8 (4.4%)	111 (61.0%)	4 (2.2%)	13 (7.1%)	46 (25.3%)		
Q2 着衣:	身なりを整えて死亡していた。	元警察官 N=182 33 (18.1%)	118 (64.8%)	6 (3.3%)	11 (6.0%)	14 (7.7%)	n.s.
	会社員 N=182 40 (22.0%)	96 (52.7%)	7 (3.8%)	15 (8.2%)	24 (13.2%)		
Q3 創傷:	着衣のない部分に致命傷があった。	元警察官 N=182 12 (6.6%)	55 (30.2%)	28 (15.4%)	53 (29.1%)	34 (18.7%)	p<.01
	会社員 N=182 1 (0.5%)	19 (10.4%)	55 (30.2%)	60 (33.0%)	47 (25.8%)		
Q4 現場の状況:	死亡現場が整頓されていた。	元警察官 N=182 27 (14.8%)	98 (53.8%)	10 (5.5%)	17 (9.3%)	30 (16.5%)	n.s.
	会社員 N=182 17 (9.3%)	96 (52.7%)	9 (4.9%)	25 (13.7%)	35 (19.2%)		
Q5 死亡日時:	死亡日時が近親者の命日であった。	元警察官 N=182 21 (11.5%)	100 (54.9%)	5 (2.7%)	11 (6.0%)	45 (24.7%)	n.s.
	会社員 N=182 14 (7.7%)	99 (54.4%)	4 (2.2%)	11 (6.0%)	54 (29.7%)		
Q6 死亡場所:	死亡場所が人目につく場所であった。	元警察官 N=182 22 (12.1%)	121 (66.5%)	7 (3.8%)	6 (3.3%)	26 (14.3%)	p<.05
	会社員 N=182 8 (4.4%)	111 (61.0%)	4 (2.2%)	13 (7.1%)	46 (25.2%)		
Q7 凶器:	凶器が遺体の近くに遺されていた。	元警察官 N=182 12 (6.6%)	62 (34.1%)	22 (12.1%)	43 (23.6%)	45 (24.7%)	p<.01
	会社員 N=182 4 (2.2%)	43 (23.6%)	53 (29.1%)	44 (24.2%)	38 (20.9%)		
Q8 通院歴:	病院の精神科への通院歴があった。	元警察官 N=182 25 (13.7%)	113 (62.1%)	2 (1.1%)	18 (9.9%)	24 (13.2%)	n.s.
	会社員 N=182 30 (16.5%)	118 (64.8%)	3 (1.6%)	10 (5.5%)	21 (11.5%)		
Q9 家族の病歴:	家族が末期の病気にかかっていた。	元警察官 N=182 18 (9.9%)	97 (53.3%)	3 (1.6%)	15 (8.2%)	49 (26.9%)	n.s.
	会社員 N=182 11 (6.0%)	108 (59.3%)	5 (2.7%)	8 (4.4%)	50 (27.5)		
Q10 パーソナリティ:	抑うつ傾向があった。	元警察官 N=182 35 (19.2%)	113 (62.1%)	8 (4.4%)	10 (5.5%)	16 (8.8%)	p<.05
	会社員 N=182 56 (30.8%)	106 (58.2%)	5 (2.7%)	8 (4.4%)	7 (3.8%)		
Q11 気分:	気分の動揺が激しかった。	元警察官 N=182 34 (18.7%)	99 (54.4%)	5 (2.7%)	17 (9.3%)	27 (14.8%)	n.s.
	会社員 N=182 33 (18.1%)	114 (62.6%)	3 (1.6%)	13 (7.1%)	19 (10.4%)		
Q12 ストレスに対する反応:	ストレスに対する耐性が弱かった。	元警察官 N=182 26 (14.3%)	112 (61.5%)	6 (3.3%)	14 (7.7%)	24 (13.2%)	n.s.
	会社員 N=182 37 (20.3%)	120 (65.9%)	4 (2.2%)	9 (4.9%)	12 (6.6%)		
Q13 財政的問題:	多額の負債を抱えていた。	元警察官 N=182 102 (56.0%)	4 (2.2%)	18 (9.9%)	14 (7.7%)	17 (9.3%)	p<.01
	会社員 N=182 68 (37.4%)	93 (51.1%)	3 (1.6%)	3 (1.6%)	15 (8.2%)		
Q14 薬品の使用:	睡眠薬を常用していた。	元警察官 N=182 32 (17.6%)	100 (54.9%)	9 (4.9%)	15 (8.2%)	26 (14.3%)	n.s.
	会社員 N=182 37 (20.3%)	99 (54.4%)	6 (3.3%)	6 (3.3%)	34 (18.7%)		
Q15 嗜好品	日頃のアルコール飲料の摂取量が多かった。	元警察官 N=182 22 (12.1%)	87 (47.8%)	6 (3.3%)	18 (9.9%)	49 (26.9%)	n.s.
	会社員 N=182 23 (12.6%)	83 (45.6%)	6 (3.3%)	11 (6.0%)	59 (32.4%)		
Q16 対人関係:	周囲から恨みを買うような行動はなかった。	元警察官 N=182 20 (11.0%)	71 (39.0%)	17 (9.3%)	23 (12.6%)	51 (28.0%)	n.s.
	会社員 N=182 21 (11.5%)	61 (33.5%)	9 (4.9%)	19 (10.4%)	72 (39.6)		
Q17 死に対する態度:	近親者に「死にたい」と話していた。	元警察官 N=182 61 (33.5%)	88 (48.4%)	2 (1.1%)	16 (8.8%)	15 (8.2%)	p<.01
	会社員 N=182 77 (42.3%)	91 (50.0%)	0 (0.0%)	12 (6.6%)	2 (1.1%)		
Q18 病気:	自分が癌に疾患していることを知っていた。	元警察官 N=182 40 (22.0%)	89 (48.9%)	8 (4.4%)	21 (11.5%)	24 (13.2%)	n.s.
	会社員 N=182 48 (26.4%)	93 (51.1%)	3 (1.6%)	11 (6.0%)	27 (14.8%)		

Q1 職業について、元警察官 22 人(12.1%),会社員 8 人(4.4%)が「自殺ととても関連する」、元警察官 121 人(66.5%),会社員 111 人(61.0%)「自殺と少し関連する」と評価した。

Q2 着衣について、元警察官 33 人(18.1%),会社員 40 人(22.0%)が「自殺ととても関連する」、元警察官 118 人 (64.8%),会社員 96 人(52.7%)が「自殺と少し関連する」と評価した。

Q3 創傷について、元警察官 12 人(6.6%),会社員 1 人(0.5%)が「自殺ととても関連する」、元警察官 55 人 (30.2%),会社員 19 人(10.4%)が「自殺と少し関連する」と評価した。

Q4 現場の状況について、元警察官 27 人(14.8%),会社員 17 人 (9.3%)が「自殺ととても関連する」、元警察官 98 人(53.8%),会社員 96 人(52.7%)が「自殺と少し関連する」と評価した。

Q5 死亡日時について、元警察官 21 人(11.5%),会社員 14 人 (7.7%)が「自殺ととても関連する」、元警察官 100 人(54.9%),会社員 99 人(54.4%)が「自殺と少し関連する」と評価した。

Q6 死亡場所について、元警察官 22 人(12.1%),会社員 8 人(4.4%)が「自殺ととても関連する」、元警察官 121 人(66.5%),会社員 111 人(61.0%)が「自殺と少し関連する」と評価した。

Q7 凶器について、元警察官 12 人(6.6%),会社員 4 人(2.2%)が「自殺ととても関連する」、元警

察官 62 人(34.1%),会社員 43 人(23.6%)が「自殺と少し関連する」と評価した。

Q8 通院歴について,元警察官 25 人(13.7%),会社員 30 人(16.5%)が「自殺ととても関連する」,元警察官 113 人(62.1%),会社員 118 人(64.8%)が「自殺と少し関連する」と評価した。

Q9 家族の病歴について,元警察官 18 人(9.9%),会社員 11 人(6.0%)が「自殺ととても関連する」,元警察官 97 人(53.3%),会社員 108 人(59.3%)が「自殺と少し関連する」と評価した。

Q10 パーソナリティについて,元警察官 35 人(19.2%),会社員 56 人(30.8%)が「自殺ととても関連する」,元警察官 113 人(62.1%),会社員 106 人(58.2%)が「自殺と少し関連する」と評価した。

Q11 気分について,元警察官 34 人(18.7%),会社員 33 人(18.1%)が「自殺ととても関連する」,元警察官 99 人(54.4%),会社員 114 人(62.6%)が「自殺と少し関連する」と評価した。

Q12 ストレスに対する反応について,元警察官 26 人(14.3%),会社員 37 人(20.3%)が「自殺ととても関連する」,元警察官 112 人(61.5%),会社員 120 人(65.9%)が「自殺と少し関連する」と評価した。

Q13 財政的問題について,元警察官 44 人(24.2%),会社員 68 人(37.4%)が「自殺ととても関連する」,元警察官 102 人(56.0%),会社員 93 人(51.1%)が「自殺と少し関連する」と評価した。

Q14 薬品の使用について,元警察官 32 人(17.6%),会社員 37 人(20.3%)が「自殺ととても関連する」,元警察官 100 人(54.9%),会社員 99 人(54.4%)が「自殺と少し関連する」と評価した。

Q15 嗜好品について,元警察官 22 人(12.1%),会社員 23 人(12.6%)が「自殺ととても関連する」,元警察官 87 人(47.8%),会社員 83 人(45.6%)が「自殺と少し関連する」と評価した。

Q16 対人関係について,元警察官 20 人(11.0%),会社員 21 人(11.5%)が「自殺ととても関連する」,元警察官 71 人(39.0%),会社員 61 人(33.5%)が「自殺と少し関連する」と評価した。

Q17 死に対する態度について,元警察官 61 人(33.5%),会社員 77 人(42.3%)が「自殺ととても関連する」,元警察官 88 人(48.4%),会社員 91 人(50.0%)が「自殺と少し関連する」と評価した。

Q18 病気について,元警察官 40 人(22.0%),会社員 48 人(26.4%)が「自殺ととても関連する」,元警察官 89 人(48.9%),会社員 93 人(51.1%)が「自殺と少し関連する」と評価した。

χ^2 検定の結果,Q1 職業($\chi^2(4, N=364)=15.92, p<.01, V=.21$),Q3 創傷($\chi^2(4, N=364)=38.12, p<.01, V=.32$),Q6 死亡場所($\chi^2(4, N=364)=11.89, p<.05, V=.18$),Q7 凶器($\chi^2(4, N=364)=20.57, p<.01, V=.24$),Q10 パーソナリティ($\chi^2(4, N=364)=9.51, p<.05, V=.16$),Q13 財政的問題($\chi^2(4, N=364)=16.45, p<.01, V=.21$),Q17 死に対する態度($\chi^2(4, N=364)=14.42, p<.01, V=.20$)において,統計に有意差が認められた。前述以外の 11 情報について,統計に有意差が認められなかった。

残差分析の結果を以下に示す。Q1 職業では,「自殺ととても関連する」と評価した人が元警察官において有意に多く($Z=2.67, p<.01$),会社員において有意に少なかった($Z=-2.67, p<.01$)。また,「わからない」と評価した人が元警察官において有意に少なく($Z=-2.63, p<.01$),会社員において有意に多かった($Z=2.63, p<.01$)。

Q3 創傷では,「自殺ととても関連する」と評価した人が元警察官において有意に多く($Z=3.11,$

$p<.01$), 会社員において有意に少なかった($Z=-3.11, p<.01$)。「自殺と少し関連する」と評価した人が元警察官において有意に多く($Z=4.69, p<.01$), 会社員において有意に少なかった($Z=-4.69, p<.01$)。また, 「他殺ととても関連する」と評価した人が元警察官において有意に少なく($Z=-3.37, p<.01$), 会社員において有意に多かった($Z=3.37, p<.01$)。

Q6 死亡場所では, 「自殺ととても関連する」と評価した人が元警察官において有意に多く($Z=2.37, p<.05$), 会社員において有意に少なかった($Z=2.37, p<.05$)。また, 「わからない」と評価した人が元警察官において有意に少なく($Z=-2.48, p<.05$), 会社員において有意に多かった($Z=2.48, p<.05$)。

Q7 凶器では, 「自殺ととても関連する」と評価した人が元警察官において多く($Z=2.05, p<.05$), 会社員において有意に少なかった($Z=-2.05, p<.05$)。「自殺と少し関連する」と評価した人が元警察官において有意に多く($Z=2.20, p<.05$), 会社員において有意に少なかった($Z=-2.20, p<.05$)。また, 「他殺ととても関連する」と評価した人が元警察官において有意に少なく($Z=-4.02, p<.01$), 会社員において有意に多かった($Z=4.02, p<.01$)。

Q10 パーソナリティでは, 「自殺ととても関連する」と評価した人が元警察官において有意に少なく($Z=-2.54, p<.05$), 会社員において有意に多かった($Z=2.54, p<.05$)。

Q13 財政的問題では, 「自殺ととても関連する」と評価した人が元警察官において有意に少なく($Z=-2.73, p<.01$), 会社員において有意に多かった($Z=2.73, p<.01$)。また, 「他殺と少し関連する」と評価した人が元警察官において有意に多く($Z=3.37, p<.01$), 会社員において有意に少なかった($Z=-3.37, p<.01$)。

Q17 死に対する態度では, 「わからない」と評価した人が元警察官において有意に多く($Z=3.23, p<.01$), 会社員において有意に少なかった($Z=-3.23, p<.01$)。

遺書の無い死亡事例における死因の推定

分析の結果, Table 4 より, 元警察官, 会社員における「自殺」, 「わからない」の評価結果を示す。

Table 4
属性別にみた死因の推定の結果

属性/死因の推定結果	自殺	他殺	わからない
元警察官(N=182)	108(59.3%)	15(8.2%)	59(32.4%)
会社員(N=182)	134(73.6%)	11(6.0%)	37(20.3%)

元警察官 108 人(59.3%), 会社員 134 人(73.6%)が「自殺」と評価した。しかし, 元警察官 59 人(32.4%), 会社員 37 人(20.3%)が「わからない」と評価した。

χ^2 検定の結果,統計に有意差が認められた($\chi^2(2, N=364)=8.45, p<.05, V=.15$)。残差分析を行った結果,「自殺」と評価した人が元警察官において有意に少なく($Z=-2.89, p<.01$),会社員において有意に多かった($Z=2.89, p<.01$)。また,「わからない」と評価した人が元警察官において有意に多く($Z=2.62, p<.01$),会社員において有意に少なかった($Z=-2.62, p<.01$)。

遺書の有る死亡事例における自殺と関連しづらい情報の評価²⁾

分析の結果,Table 5 より,「他殺ととても関連する」,「他殺と少し関連する」 および「わからない」の評価結果を示す。

Table 5
属性別にみた自殺と関連しづらい情報の評価の結果

情報の種類と内容	属性	自殺ととても関連する	自殺と少し関連する	他殺ととても関連する	他殺と少し関連する	わからない	p値 (χ^2 検定)
Q1 職業: 担当していた仕事が計画的に進んでいた。	元警察官 N=182	11 (6.0%)	37 (20.3%)	17 (9.3%)	59 (32.4%)	58 (31.9%)	n.s.
	会社員 N=182	8 (4.4%)	29 (15.9%)	22 (12.1%)	61 (33.5%)	62 (34.1%)	
Q2 着衣: 普段着のまま死亡していた。	元警察官 N=182	13 (7.1%)	31 (17.0%)	12 (6.6%)	54 (29.7%)	72 (39.6%)	n.s.
	会社員 N=182	7 (3.9%)	37 (20.3%)	15 (8.2%)	48 (26.4%)	75 (41.2%)	
Q3 創傷: 着衣の上から致命傷があった。	元警察官 N=182	7 (3.9%)	22 (12.1%)	41 (22.5%)	87 (47.8%)	25 (13.7%)	n.s.
	会社員 N=182	8 (4.4%)	20 (11.0%)	45 (24.7%)	68 (37.4%)	41 (22.5%)	
Q4 現場の状況: 死亡現場が整頓されていなかった。	元警察官 N=182	10 (5.5%)	17 (9.3%)	28 (15.4%)	82 (45.1%)	45 (24.7%)	n.s.
	会社員 N=182	6 (3.3%)	14 (7.7%)	22 (12.1%)	80 (44.0%)	60 (33.0%)	
Q5 死亡日時: 死亡日時は特別な日ではなかった。	元警察官 N=182	9 (5.0%)	22 (12.1%)	15 (8.2%)	65 (35.7%)	71 (39.0%)	n.s.
	会社員 N=182	5 (2.8%)	13 (7.1%)	18 (9.9%)	55 (30.2%)	91 (50.0%)	
Q6 死亡場所: 死亡場所が人目につかない場所であった。	元警察官 N=182	10 (5.5%)	26 (14.3%)	26 (14.3%)	68 (37.4%)	52 (28.6%)	n.s.
	会社員 N=182	4 (2.2%)	19 (10.4%)	32 (17.6%)	60 (33.0%)	67 (36.8%)	
Q7 凶器: 凶器が遺体から離れて遺されていた。	元警察官 N=182	6 (3.3%)	19 (10.4%)	55 (30.2%)	86 (47.3%)	16 (8.8%)	p<.05
	会社員 N=182	2 (1.1%)	7 (3.9%)	69 (37.9%)	80 (44.0%)	24 (13.2%)	
Q8 通院歴: 病院の精神科へ通院することがなかった。	元警察官 N=182	10 (5.5%)	14 (7.7%)	20 (11.0%)	60 (33.0%)	78 (42.9%)	n.s.
	会社員 N=182	4 (2.2%)	14 (7.7%)	22 (12.1%)	63 (34.6%)	79 (43.4%)	
Q9 家族の病歴: 家族に病気を患っている者はいなかった。	元警察官 N=182	10 (5.5%)	17 (9.3%)	14 (7.7%)	64 (35.2%)	77 (42.3%)	n.s.
	会社員 N=182	3 (1.7%)	9 (5.0%)	19 (10.4%)	66 (36.3%)	85 (46.7%)	
Q10 パーソナリティ: 前向きな性格をしていた。	元警察官 N=182	8 (4.4%)	23 (12.6%)	25 (13.7%)	67 (36.8%)	59 (32.4%)	p<.05
	会社員 N=182	3 (1.7%)	11 (6.0%)	40 (22.0%)	71 (39.0%)	57 (31.3%)	
Q11 気分: 気分が動揺することはなかった。	元警察官 N=182	7 (3.9%)	15 (8.2%)	25 (13.7%)	68 (37.4%)	67 (36.8%)	n.s.
	会社員 N=182	1 (0.6%)	12 (6.6%)	32 (17.6%)	67 (36.8%)	70 (38.5%)	
Q12 ストレスに対する反応: ストレスに対する耐性が強かった。	元警察官 N=182	9 (5.0%)	21 (11.5%)	30 (16.5%)	63 (34.6%)	59 (32.4%)	n.s.
	会社員 N=182	3 (1.7%)	12 (6.6%)	31 (17.0%)	74 (40.7%)	62 (34.1%)	
Q13 財政的問題: 借金はしていなかった。	元警察官 N=182	11 (6.0%)	14 (7.7%)	26 (14.3%)	62 (34.1%)	69 (37.9%)	p<.05
	会社員 N=182	1 (0.6%)	10 (5.5%)	33 (18.1%)	61 (33.5%)	77 (42.3%)	
Q14 薬品の使用: 睡眠薬を常用していなかった。	元警察官 N=182	8 (4.4%)	22 (12.1%)	23 (12.6%)	55 (30.2%)	74 (40.7%)	n.s.
	会社員 N=182	2 (1.1%)	12 (6.6%)	28 (15.4%)	59 (32.4%)	81 (44.5%)	
Q15 嗜好品: 日頃のアルコール飲料の摂取量は少なかった。	元警察官 N=182	7 (3.9%)	20 (11.0%)	17 (9.3%)	59 (32.4%)	79 (43.4%)	n.s.
	会社員 N=182	1 (0.6%)	15 (8.2%)	28 (15.4%)	51 (28.0%)	87 (47.8%)	
Q16 対人関係: 周囲から恨みを買うような行動があった。	元警察官 N=182	9 (5.0%)	19 (10.4%)	38 (20.9%)	86 (47.3%)	30 (16.5%)	p<.05
	会社員 N=182	1 (0.6%)	13 (7.1%)	60 (33.0%)	82 (45.1%)	26 (14.3%)	
Q17 死に対する態度: 近親者に「死にたい」と話したことはなかった。	元警察官 N=182	9 (5.0%)	22 (12.1%)	24 (13.2%)	60 (33.0%)	67 (36.8%)	n.s.
	会社員 N=182	3 (1.7%)	14 (7.7%)	29 (15.9%)	61 (33.5%)	75 (41.2%)	
Q18 病気: 病気になることもなく健康であった。	元警察官 N=182	8 (4.4%)	23 (12.6%)	35 (19.2%)	54 (29.7%)	62 (34.1%)	n.s.
	会社員 N=182	2 (1.1%)	14 (7.7%)	29 (15.9%)	56 (30.8%)	81 (44.5%)	

Q1 職業について,元警察官 17 人(9.3%),会社員 22 人(12.1%)が「他殺ととても関連する」,元警察官 59 人(32.4%),会社員 61 人(33.5%)が「他殺と少し関連する」,元警察官 58 人(31.9%),会社員 62 人(34.1%)が「わからない」と評価した。

Q2 着衣について,元警察官 12 人(6.6%),会社員 15 人(8.2%)が「他殺ととても関連する」,元警察官 54 人(29.7%),会社員 48 人(26.4%)が「他殺と少し関連する」,元警察官 72 人(39.6%),会社員

75人(41.2%)が「わからない」と評価した。

Q3 創傷について、元警察官 41人(22.5%)、会社員 45人(24.7%)が「他殺ととても関連する」、元警察官 87人(47.8%)、会社員 68人(37.4%)が「他殺と少し関連する」、元警察官 25人(13.7%)、会社員 41人(22.5%)が「わからない」と評価した。

Q4 現場の状況について、元警察官 28人(15.4%)、会社員 22人(12.1%)が「他殺ととても関連する」、元警察官 82人(45.1%)、会社員 80人(44.0%)が「他殺と少し関連する」、元警察官 45人(24.7%)、会社員 60人(33.0%)が「わからない」と評価した人。

Q5 死亡日時について、元警察官 15人(8.2%)、会社員 18人(9.9%)が「他殺ととても関連する」、元警察官 65人(35.7%)、会社員 55人(30.2%)が「他殺と少し関連する」、元警察官 71人(39.0%)、会社員 91人(50.0%)が「わからない」と評価した。

Q6 死亡場所について、元警察官 26人(14.3%)、会社員 32人(17.6%)が「他殺ととても関連する」、元警察官 68人(37.4%)、会社員 60人(33.0%)が「他殺と少し関連する」、元警察官 52人(28.6%)、会社員 67人(36.8%)が「わからない」と評価した。

Q7 凶器について、元警察官 55人(30.2%)、会社員 69人(37.9%)が「他殺ととても関連する」、元警察官 86人(47.3%)、会社員 80人(44.0%)が「他殺と少し関連する」、元警察官 16人(8.8%)、会社員 24人(13.2%)が「わからない」と評価した。

Q8 通院歴について、元警察官 20人(11.0%)、会社員 22人(12.1%)が「他殺ととても関連する」、元警察官 60人(33.0%)、会社員 63人(34.6%)が「他殺と少し関連する」、元警察官 78人(42.9%)、会社員 79人(43.4%)が「わからない」と評価した。

Q9 家族の病歴について、元警察官 14人(7.7.0%)、会社員 19人(10.4%)が「他殺ととても関連する」、元警察官 64人(35.2%)、会社員 66人(36.3%)が「他殺と少し関連する」、元警察官 77人(42.3%)、会社員 85人(46.7%)が「わからない」と評価した。

Q10 パーソナリティについて、元警察官 25人(13.7.0%)、会社員 40人(22.0%)が「他殺ととても関連する」、元警察官 67人(36.8%)、会社員 71人(39.0%)が「他殺と少し関連する」、元警察官 59人(32.4%)、会社員 57人(31.3%)が「わからない」と評価した。

Q11 気分について、元警察官 25人(13.7.0%)、会社員 32人(17.6%)が「他殺ととても関連する」、元警察官 68人(37.4%)、会社員 67人(36.8%)が「他殺と少し関連する」、元警察官 67人(36.8%)、会社員 70人(38.5%)が「わからない」と評価した。

Q12 ストレスに対する反応について、元警察官 30人(16.5%)、会社員 31人(17.0%)が「他殺ととても関連する」、元警察官 63人(34.6%)、会社員 74人(40.7%)が「他殺と少し関連する」、元警察官は 59人(32.4%)、会社員 62人(34.1%)が「わからない」と評価した。

Q13 財政的問題について、元警察官 26人(14.3%)、会社員 33人(18.1%)が「他殺ととても関連する」、元警察官 62人(34.1%)、会社員 61人(33.5%)が「他殺と少し関連する」、元警察官 69人(37.9%)、会社員 77人(42.3%)が「わからない」と評価した。

Q14 薬品の使用について,元警察官 23 人(12.6%),会社員 28 人(15.4%)が「他殺ととても関連する」,元警察官 55 人(30.2%),会社員 59 人(32.4%)が「他殺と少し関連する」,元警察官 74 人(40.7%),会社員 81 人(44.5%)が「わからない」と評価した。

Q15 嗜好品について,元警察官 17 人(9.3%),会社員 28 人(15.4%)が「他殺ととても関連する」,元警察官 59 人(32.4%),会社員 51 人(28.0%)が「他殺と少し関連する」,元警察官は 79 人(43.4%),会社員 87 人(47.8%)が「わからない」と評価した。

Q16 対人関係について,元警察官 38 人(20.9%),会社員 60 人(33.0%)が「他殺ととても関連する」,元警察官 86 人(47.3%),会社員 82 人(45.1%)が「他殺と少し関連する」,元警察官は 30 人(16.5%),会社員 26 人(14.3%)が「わからない」と評価した。

Q17 死に対する態度について,元警察官 24 人(13.2%),会社員 29 人(15.9%)が「他殺ととても関連する」,元警察官 60 人(33.0%),会社員 61 人(33.5%)が「他殺と少し関連する」,元警察官 67 人(36.8%),会社員 75 人(41.2%)が「わからない」と評価した。

Q18 病気について,元警察官 35 人(19.2%),会社員 29 人(15.9%)が「他殺ととても関連する」,元警察官 54 人(29.7%),会社員 56 人(30.8%)が「他殺と少し関連する」,元警察官 62 人(34.1%),会社員 81 人(44.5%)が「わからない」と評価した。

χ^2 検定の結果,Q7 凶器($\chi^2(4, N=364)=10.94, p<.05, V=.17$),Q10 パーソナリティ($\chi^2(4, N=364)=10.12, p<.05, V=.17$),Q13 財政的問題($\chi^2(4, N=364)=10.28, p<.05, V=.17$),Q16 対人関係($\chi^2(4, N=364)=12.84, p<.05, V=.19$)において,統計に有意差が認められた。前述以外の 14 情報について,統計に有意差が認められなかった。

残差分析の結果を以下に示す。Q7 凶器では,「自殺と少し関連する」と評価した人が元警察官において有意に多く($Z=2.44, p<.05$),会社員において有意に少なかった($Z=-2.44, p<.05$)。

Q10 パーソナリティでは,「自殺と少し関連する」と評価した人が元警察官において有意に多く($Z=2.16, p<.05$),会社員において有意に少なかった($Z=-2.16, p<.05$)。また,「他殺ととても関連する」と評価した人が元警察官において有意に少なく($Z=-2.05, p<.05$),会社員において有意に多かった($Z=2.05, p<.05$)。

Q13 財政的問題では,「自殺ととても関連する」と評価した人が元警察官において有意に多く($Z=2.94, p<.01$),会社員において有意に少なかった($Z=-2.94, p<.01$)。

Q16 対人関係では,「自殺ととても関連する」と評価した人が元警察官において有意に多く($Z=2.57, p<.05$),会社員において有意に少なかった($Z=-2.57, p<.05$)。また,「他殺ととても関連する」と評価した人が元警察官において有意に少なく($Z=-2.60, p<.01$),会社員において有意に多かった($Z=2.60, p<.01$)。

遺書の有る死亡事例における死因の推定³⁾

分析の結果,Table 6 より,元警察官,会社員における「他殺」,「わからない」の評価結果を示す。

Table 6

属性別にみた死因の推定の結果

属性/死因の推定結果	自殺	他殺	わからない
元警察官(N=182)	20(11.0%)	98(53.8%)	64(35.2%)
会社員(N=182)	11(6.0%)	124(68.1%)	47(25.8%)

元警察官 98 人(53.8%),会社員 124 人(68.1%)が「他殺」と評価した。しかし,元警察官 64 人(35.2%),会社員 47 人(25.8%)が「わからない」と評価した。

χ^2 検定の結果,統計に有意差が認められた($\chi^2(2, N=364)=8.26, p<.05, V=.15$)。残差分析を行った結果,「他殺」と評価した人が元警察官において有意に少なく($Z=-2.79, p<.01$),会社員において有意に多かった($Z=2.79, p<.01$)。

また,元警察官を対象に,死因の推定結果と遺書の評価についてクロス集計した結果を Table 7 に示す。なお,後述の χ^2 検定において,期待度数 5 未満のセルが全体の 20%以上あったことから,遺書の評価について,「自殺ととても関連する」と「自殺と少し関連する」を「自殺」,「他殺ととても関連する」と「他殺と少し関連する」を「他殺」とカテゴリ化した。

Table 7

遺書の評価の結果別に見た元警察官による死因の推定の結果

遺書の評価	死因の推定		
	自殺	他殺	わからない
自殺(N=144)	19(13.2%)	83(57.6%)	42(29.2%)
他殺(N=22)	1(4.5%)	13(59.1%)	8(36.4%)
わからない(N=16)	0(0%)	2(12.5%)	14(87.5%)

Table 7 より,元警察官による死因の推定において,自殺と関連しづらい情報が遺書の評価に与える影響を把握するため,遺書を「自殺」と評価した元警察官 144 人,「わからない」と評価した元警察官 16 人を対象に,死因の推定結果(自殺・他殺・わからない)との χ^2 検定を行った。その結果,統計に有意差が認められた($\chi^2(2, N=160)=21.26, p<.01, V=.37$)。残差分析を行った結果,遺書について「自殺」と評価した人において死因を「他殺」と評価した人が有意に多く($Z=3.43, p<.01$),死因を「わからない」と評価した人が有意に少なかった($Z=-4.64, p<.01$)。遺書について「わからない」と評価した人において死因を「他殺」と評価した人が有意に少なく($Z=-3.43, p<.01$),死

因を「わからない」と評価した人が有意に多かった($Z=4.64, p<.01$)。

考察

遺書の評価

遺書について、7割を超える元警察官、8割を超える会社員が「自殺ととても関連する」または「自殺と少し関連する」と評価したことから、大部分の元警察官、会社員は遺書が自殺と関連する情報であると考えていたといえる(Table 2)。

元警察官と会社員を比較すると、「自殺ととても関連する」と評価した人が元警察官において少なく、会社員において多かった。警察庁刑事局刑事企画課(1991)は、遺書は自殺である可能性を強める情報であるが、他殺を偽装するために遺書を偽造する場合も多いため、遺書を発見したことだけで自殺と断定するようなことがあってはならないと指摘している。会社員と比較して、元警察官は遺書を自殺と関連すると評価することに対して慎重であるように教養されていた可能性が考えられる。

遺書の無い死亡事例における自殺と関連する情報を用いた死因の推定

創傷と凶器を除く自殺と関連する16情報について「自殺ととても関連する」または「自殺と少し関連する」と評価した人は元警察官、会社員とも6割を超えていた(Table 3)。創傷については4割を超える元警察官、6割を超える会社員、凶器については3割を超える元警察官、5割を超える会社員が「他殺ととても関連する」または「他殺と少し関連する」と評価した(Table 3)。創傷と凶器は、情報の性質上、元警察官、会社員とも他殺の可能性を疑っている可能性が考えられる。

自殺と関連する18情報のうち、職業、死亡場所について、元警察官では「自殺ととても関連する」と評価した人が多く、会社員では少なかった。創傷、凶器について、元警察官では「自殺ととても関連する」、「自殺と少し関連する」と評価した人が多く、会社員では少なかった(Table 3)。警察庁刑事局刑事企画課(1991)は、自殺の原因として、事業不振や失業を指摘している。また、本研究で使用した創傷、凶器、死亡場所の内容についても、自殺と関連する可能性があることを指摘している。元警察官は、警察庁刑事局刑事企画課(1991)が指摘しているような内容を過去より教養されていた可能性が考えられる。一般市民である会社員は、元警察官のように教養を受ける機会はなく、特に創傷、凶器、死亡場所に接する機会がほとんどなかったことが影響していた可能性がある。

一方、パーソナリティ、財政的問題について、元警察官では「自殺ととても関連する」と評価した人が少なく、会社員では多かった。加えて、死に対する態度について、元警察官では「わからない」と評価した人が多く、会社員では少なかった(Table 3)。これらの情報は近親者への聞き込み調査において入手可能な情報である。芹沢(1981)、捜査実務研究会(2008)は、近親者の話を鵜呑みにせず、死体現場や死体の状況を客観的に観察することが重要であると指摘しており、元警察官

はこれらの教養を受けていた可能性がある。

以上より,Canter(1999)の指摘とは異なり,日本の捜査関係者は自殺に関する心理学的な知識を概ね保有している可能性が示唆された。また,近親者を対象とした聞き込み調査から得られるような情報の評価に対して慎重または中立な態度を示していた点に捜査関係者である日本の元警察官の特徴がうかがえた。

日本の一般市民も捜査関係者と同程度の自殺に関する心理学的な知識を保有していた可能性が示唆された。しかし,本研究では,自殺に関する様々な情報の中でも社会一般に自殺と関連すると考えられやすい情報(e.g., パーソナリティ)を評価させたことが影響した可能性もある。

自殺と関連する 18 情報を基に死因の推定をさせた結果,5 割を超える元警察官,7 割を超える会社員が「自殺」と評価した。遺書の無い死亡事例において,元警察官,会社員とも自殺と関連する前述の 18 情報を基に,「自殺」と評価することができたといえる。しかし,3 割を超える元警察官,2 割を超える会社員が「わからない」と評価した(Table 4)。「自殺」と評価した人が元警察官では少なく,会社員では多かった。また「わからない」と評価した人が元警察官では多く,会社員では少なかったことから,「わからない」と評価した人が多かった点に捜査関係者である日本の元警察官の特徴がうかがえた。しかし,中立を示す意味で「わからない」と評価したのか,単純に「わからない」と評価したのか,本研究では明らかにすることができなかった。

遺書の有る死亡事例における自殺と関連しづらい情報を用いた死因の推定

職業を除く自殺と関連しづらい 17 情報について「他殺ととても関連する」,「他殺と少し関連する」または「わからない」と評価した人は元警察官,会社員とも 8 割を超えていた(Table 5)。また,職業でも 7 割を超える元警察官,会社員が「他殺ととても関連する」,「他殺と少し関連する」または「わからない」と評価した。元警察官,会社員はこれらの 18 情報を自殺と関連しづらいと考えていたといえる。なお,凶器,パーソナリティ,財政的問題,対人関係について元警察官では「自殺と少し関連する」と評価した人が多く,会社員では少なかった。

自殺と関連しづらい前述の 18 情報を基に死因の推定をさせた結果,5 割を超える元警察官,6 割を超える会社員が「他殺」と評価した。また,3 割を超える元警察官,2 割を超える会社員が「わからない」と評価した(Table 6)。遺書の有る死亡事例において,元警察官,会社員とも自殺と関連しづらい前述の 18 情報を基に,死因について「自殺」以外,すなわち「他殺」または「わからない」と評価することができたといえる。

また,遺書を「自殺」と評価した元警察官のうち,5 割を超える人が「他殺」,2 割を超える人が「わからない」と死因を評価した。遺書を「わからない」と評価した元警察官のうち,1 割を超える人が「他殺」,8 割を超える人が「わからない」と死因を評価した(Table 7)。さらに,遺書について「自殺」と評価した元警察官において死因を「他殺」と評価した人が多く,「わからない」と評価した人が少なかった。遺書について「わからない」と評価した人において死因を「他殺」

と評価した人が少なく、死因を「わからない」と評価した人が多かった。元警察官は、心理学的な情報を用いることにより、「遺書らしきメモ」という自殺を想起させやすい情報の影響を抑制した可能性が示唆された。

以上より、本研究は、捜査関係者を対象に、自殺に対する偏った影響を抑制させる機能を心理学的検死は備えているという Canter(1999)の指摘を支持する結果となった。しかし、本研究では「遺書らしきメモ」という情報以外に自殺を想起させやすい情報を教示しなかった。一方、自殺と関連しづらい情報を 18 個教示していた。Canter(1999)が指摘した心理学的検死の機能というよりも、遺書に関する情報だけでは、「自殺」と評価することができなかつた可能性も考えられる。また、中立を示す意味で「わからない」と評価したのか、単純に「わからない」と評価したのか、本研究では明らかにすることができなかつた。

本研究の意義と課題

本研究では、ほとんど検討されていなかった認知バイアスの回避方略としての心理学的検死について、日本の捜査関係者である元警察官および心理学的な情報の提供者となり得る一般市民を対象に実証的な検討を行った点に意義がある。また、本研究では、(a)日本の元警察官は自殺に関する心理学的な知識を保有している可能性が高いこと、(b)自殺と関連しづらい情報を提供することにより、日本の元警察官は、遺書の有る死亡事例において、遺書の影響を抑制する可能性があることが示唆された。今後、日本方式の心理学的検死を開発するための基礎となる知見を提供した点にも意義がある。

しかし、本研究には課題もある。「平成 26 年版警察白書」(国家公安委員会・警察庁, 2014)において、死体取扱業務の高度化が明記されたことから、元警察官と現職の警察官の間で、意識や教養において異なる点がある可能性がある。よって、現職の警察官を対象に同様の調査を実施した場合、同様の結果が得られるかさらなる検討が必要である。加えて、本研究では、元警察官の所属および実務経験年数を調査することができなかつた。死体の取扱を全く経験しなかつた人または実務経験年数の短かつた人が本研究の調査を回答していた可能性がある。

注

- 1) 本研究は、日本心理学会第 81 回大会で発表したものである(入山・池間・桐生, 2017)。
- 2) 本研究は、日本犯罪心理学会第 55 回大会で発表したものである(入山・池間・桐生, 印刷中)。
- 3) 本研究は、入山・桐生(2016)の研究について、再分析を行ったものである。

文献

- Canter, D. (1999). Equivocal death. In D. Canter & L. Alison(Eds.). *Profiling in policy and practice*. Dartmouth: Ashgate, 123-156.
- Ebert, B. W. 1987 Guide to conducting a psychological autopsy. *Professional Psychology: Research and Practice*, 18(1), 52–56.
- 犯罪死の見逃し防止に資する死因究明制度の在り方に関する研究会 (2011). 犯罪死の見逃し防止に資する死因究明制度の在り方について 警察庁 Retrieved from <http://www.npa.go.jp/sousa/souichi/gijiyoushi.pdf> (2015年5月16日).
- 入山 茂・桐生 正幸 (2016). 遺書の有る事例における心理学的な情報を用いた死因の推定の特徴—遺書に対する態度との関連— 日本法科学技術学会誌, 21(supplement), 182.
- 入山 茂・池間 愛梨・桐生 正幸 (2017). 遺書の無い変死事例における自殺と関連する情報の評価—元警察官と一般人の比較— 日本心理学会第81回大会発表論文集
- 入山 茂・池間 愛梨・桐生 正幸 (印刷中). 遺書の有る変死事例における自殺と関連しづらい情報の評価—元警察官と一般人の比較— 犯罪心理学研究
- 警察庁刑事局刑事企画課 (1991). 逐条解説検視規則・死体取扱規則 東京法令出版
- 国家公安委員会・警察庁(編) (2014). 平成26年版警察白書 ぎょうせい
- 国家公安委員会・警察庁(編) (2015). 平成27年版警察白書 日経印刷
- 国家公安委員会・警察庁(編) (2016). 平成28年版警察白書 日経印刷
- 楠見 孝 (2003). 代表性ヒューリスティックス 山本 眞理子・外山 みどり・池上 知子・遠藤 由美・北村 英哉・宮本 聡介(編) 社会的認知ハンドブック (pp.208-209) 北大路書房
- 村田 光二 (2003). 確証バイアス 中島 義明・安藤 清志・子安 増生・坂野 雄二・繁榊算男・立花 政夫・箱田 裕司(編) 心理学辞典 有斐閣, 112.
- 死因・身元調査法制研究会 (2013). 注解 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律 立花書房
- 芹沢 常行 (1981). 検死百態. 立花書房.
- Shneidman, E. S. (1969). Suicide, lethality and the psychological autopsy. In E. S. Shneidman & M. Omega(Eds). *Aspects of depression*. (pp. 225-249) New York: Quadrangle
- 捜査実務研究会(編) (2008). 現場警察官のための死体の取扱い 立花書房.